

人吉市農業委員会定例総会
(第10回)

令和5年9月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年9月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 57 号 事業計画変更承認申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 58 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 59 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 60 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 61 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について
日程第 6 議第 62 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	渕 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

○欠席した委員

推進委員 22番 仲村建彦

議事録署名農業委員 4番 渕上澄雄

議事録署名推進委員 13番 段村洋一

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日は22番委員から欠席届が出ております。

会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に4番委員、13番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第57号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第57号 朗読

○（議長）1番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

(職務代理者と議長を交代する)

○(職務代理者) 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

1 番について 10 番委員の調査報告をお願いします。

○(10 番委員) おはようございます。議第 57 号、事業計画変更承認申請に対する 1 番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 2 筆で 499㎡、もう 1 筆が 256㎡、農振区分はどちらも農用外でございます。これは所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。実はこの案件は、令和 3 年 8 月 25 日に許可が下りているものでございまして、建売住宅 1 棟目 419㎡と 2 棟目 330㎡の建設予定でありました。しかしながら、1 区画あたりの面積が手狭であったため、1 区画の面積を拡張し、建売住宅 2 棟建築から 1 棟に変更するものであります。なお、残地については、申請人の事業のための資材置場として転用目的を変更するものであります。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外であります。位置図は別紙の位置図 1 ページのとおりです。変更承認申請書によりますと、転用業者が変更前の事業計画どおりに転用を遂行できない理由といたしまして、建売住宅購入希望者が当初計画図での敷地面積約 128 坪では少し手狭であるとのことで、約 500㎡程度の敷地の取得を希望したため、当初の計画では、建売住宅 2 棟を建築予定でありましたが、1 棟に計画を変更するものであります。事業計画の詳細につきましては、変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除、近傍農地への被害防除方策については、十分な注意を払い、影響が出ないようにいたします。被害発生の場合は、当計画者の負担で全て行います。給排水計画では、給水は市水道へ連結、排水については浄化槽の設置と雨水の地下浸透による自然排水を行います。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的は、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をしました。総合判断として立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

○(職務代理者) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○(職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

(議長を会長と交代する)

- (議長) 日程第2・議第58号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第2・議第58号 朗読

- (議長) 1番について6番委員の調査報告をお願いします。

- (6番委員) おはようございます。議第58号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田が4筆で2,602㎡、畑が1筆で107㎡、合計の2,709㎡で有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。作物については水稻及び果樹の栽培をされるということです。申請地は位置図をご覧ください。現地確認を行いました、位置図のその2にある3筆については、数年前から耕作がなされておらず、荒れた状態で行いました。今後については譲受人のきちんとした耕作を期待したいと思います。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願います。

- (議長) ありがとうございました。1番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第3・議第59号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第59号 朗読

○（議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。議第59号、農地法第4条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で409㎡です。転用目的は資材置場となっております。申請理由としては、現在の資材置場が手狭になったということです。選定の理由として自身が営む会社の近くに設けたいということです。申請地は第1種農地ですが、現地確認をしたところ、集落に隣接した土地であり、周辺に農地がありますが、休耕地となっております。隣の農地所有者に確認したところ、承諾を得ているということです。申請地の南側は山林となっております。申請人に話を聞いたところ、会社のすぐ近くであり、今の資材置場が狭くなり、今回の申請に至ったということでございました。実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第4・議第60号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第60号 朗読

○（議長） 1 番について 6 番委員の調査報告をお願いします。

○（6 番委員） 議第 60 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の調査報告を行います。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 511 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は貸駐車場となっております。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地について位置図のとおりとなっております。事業面積が 926 m²となっておりますが、農地以外の面積が入ったものです。雨水については敷地内における自然浸透式であるが、併せて国道側東端に集水枡を設置して雨水を処理するということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的ですが、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準の 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長） ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長） 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。

2 番から 4 番について 4 番委員の調査報告をお願いします。

○（4 番委員） 議第 60 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 300 m²です。賃貸人、賃借人は記載のとおりで転用目的は一時転用で資材置場となっております。農地の区分は第 2 種農地で都市計画区域内、用途指定区域外です。申請地は別紙の位置図のとおりで令和 2 年 7 月豪雨災害復旧に関する工事です。現地確認に行きましたら、国道 267 号から伊佐市へ向かう右手側になります。ここは去年にも一時転用の許可が下りた土地になります。次に実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条

件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

次に議第60号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は144㎡です。賃貸人、賃借人は記載のとおりで転用目的は作業道路の一時転用です。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外です。申請地は別紙位置図のとおりです。国道267号から伊佐市へ向かう右手側になります。位置図の下側の土地になりますが、ここも去年、一時転用の許可が下りております。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

次に議第60号、農地法第5条の許可申請に対する4番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は341㎡です。賃貸人、賃借人は記載のとおりで転用目的は一時転用で資材置場となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外です。申請地は別紙のとおりです。先ほどの3番の申請地の上の段になります。ここも先ほどまでの案件と同じ工事で資材置場として一時転用されとのことです。次に実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。続きまして、3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
続きまして、4番の報告について質疑はありませんか。
- （19番委員）賃借料がここだけ高いのですが、理由があるのでしょうか。
- （事務局係長）事務局から説明をさせていただきます。2番と3番は所有者が1人ですが、4番は共有名義で3人の方が持っていっしゃいます。土地に対してだいたいの金額が決まっているのかと思ったのですが、土地の金額掛ける所有者の数でここは計算されているようです。所有者が3人いらっしゃったので、ここだけ金額が違うのではないかと考えております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）おはようございます。議第60号、農地法第5条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田で、農振区分は農用外、面積は2筆の合計で1,355㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場となっております。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりで転用場所は別紙位置図のとおりです。土地の選定理由といたしまして、当法人は保

育園を経営しているが、以前より職員用駐車場用地を探していたところ、今般、申請地を譲り受けることができることとなりました。事業の目的及び必要性といたしまして、当法人が経営する保育園の保護者が送迎等に使用する駐車場は確保しているが、30名の職員駐車場は数ヵ所に分けて借りている現状があり、申請地はその用地として最適であるということです。給排水計画といたしまして、給水はありません。雨水、生活雑排水、汚水のそれぞれの処理方法として雨水は敷地内における自然浸透式、生活雑排水、汚水は発生しません。造成中の被害防除策、隣接地との境界には盛土をし、土砂の流出等がないように留意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任をもって対応するとなっております。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、公益性が高いと認められる事業で、土地収用法により土地を収用し、または使用することができる事業の用に供するために行われるものに該当するものと認められることから、農地転用不許可の例外事由に該当し、許可は可能とされております。一般基準として1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断いたしました。よって総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

日程第5・議第61号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第5・議第61号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）報告の前に先月の議案中、保留と決議した分についての説明をいたします。受け手の全部効率利用要件に問題があり、保留にしました。この決議内容については農地の出し手、受け手双方に文書にて通知いたしました。8月総会后、受け手には担当委員や地区の委員さんからも厳重なる指導があり、9月20日に申請農地が

きれいに草払いされたことを事務局も確認いたしました。しかし、締め切りが毎月10日となっている関係上、今月の議題にあげることはできなかったため、来月の案件として取り扱いをいたしますことをご報告します。

お手元の資料をご覧ください。令和5年9月13日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が0㎡、「畑」が2,816㎡、合計の2,816㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が0㎡、「畑」が2,816㎡、計の2,816㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時7分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（16番委員）存続期間が10年3カ月となっていますが、こういう借り方もできるということでしょうか。

○（事務局 坂井）お答えいたします。いつもだったら10月1日から10年後の9月30日になるかと思いますが、この場合は切りが良いようにこのような形にされたと聞いております。きちんと年で分かるように12月31日をもって終了という話になったとのことです。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第 6 ・議第 6 2 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第 6 ・議第 6 2 号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が 2 番は私が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら、許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和 5 年 9 月 1 3 日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

次のページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、2 件ありました。利用権の転貸の「田」が 1 1, 1 1 6 m²、「畑」が 0 m²、合計で 1 1, 1 1 6 m²あがってきております。貸借を受ける者の 1 番の全部効率要件、2 番の常時従事要件、3 番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時13分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

2番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の2番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和5年第10回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（10時13分 終了）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員